

2. 多様な入札契約方式の制度上の位置付け

2.1 公共工事の品質確保の促進に関する法律

公共工事の入札契約は、国の機関については会計法、地方公共団体については地方自治法により規定されており、共に一般競争及び入札による価格競争(最低価格者)を原則としている。

しかしながら、近年では、大深度のトンネル工事、狭隘な施工ヤードでの工事、現道交通を確保しながらの工事等、技術的難易度が高く、各施工者が有する固有技術を有効に活用することが効果的な工事が増えている。また、災害時の対応を含め、地域の社会資本を適切に維持管理できるよう担い手の育成及び確保が望まれている。

このような背景を踏まえ、品確法が施行され、工事の性格や地域の実情に応じた適切な入札契約方法を選択するものとされた。

品確法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月 30 日に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議にて策定された『発注関係事務の運用に関する指針』(以下、「運用指針」という)では、入札契約方式について表 2-1 のとおりに分類整理しており、公共工事の入札契約にあたっては、これら方式を適切に組み合わせることが求められている。

表 2-1 運用指針における入札契約方式の分類

契約方式	事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式	工事の施工のみを発注する方式
		設計・施工一括発注方式
		詳細設計付工事発注方式
		設計段階から施工者が関与する方式(ECI 方式)
		維持管理付工事発注方式
	工事の発注単位に応じた契約方式	包括発注方式
		複数年契約方式
	発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式	CM方式
		事業促進PPP方式
競争参加者の設定方法	一般競争入札	
	指名競争入札	
	随意契約	
落札者の選定方法	選定の基準に関する方式	価格競争方式
		総合評価落札方式
		技術提案・交渉方式
	選定の手続に関する方式	段階的選抜方式
支払い方式	総価請負契約方式	
	総価契約単価合意方式	
	コストプラスフィー契約・オープンブック方式	
	単価・数量精算契約方式	

また、運用指針では、「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する方式」として以下の4つの活用事例を記載している。

- 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

※複数年契約、包括発注、共同受注等の組合せを「地域維持型契約方式」とする。

- 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

- 維持管理の技術的課題に対応した方式

- 発注者を支援する方式

2.2 主要な入札契約方式の概要

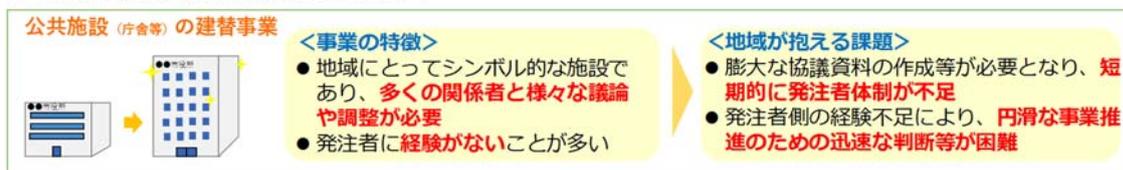
運用指針で整理された方式の内、以下の4方式について次項にて活用イメージを示す。

- CM方式
- 設計・施工一括発注方式
- 地域維持型契約方式
- 設計段階から施工者が関与する方式

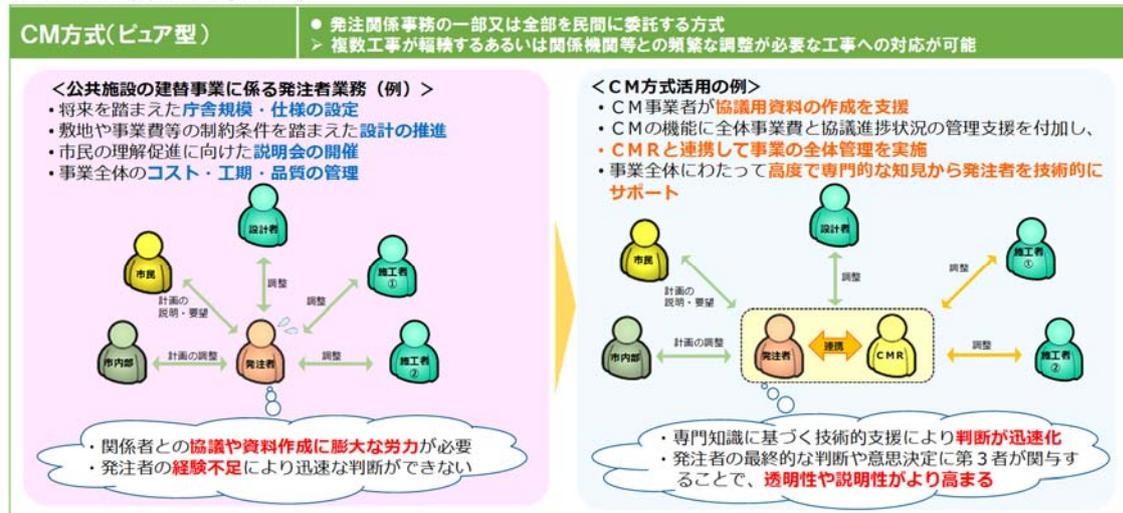
2.2.1 CM方式

CM方式は「対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式」とされ、発注者の体制が量又は質において不足している場合に、民間企業から発注者の立場に立ったマネジメントサービスを調達する方式である。

◆CM方式の適用が適した事業の例



◆CM方式の活用イメージ



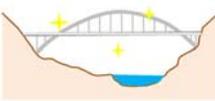
2.2.2 設計・施工一括発注方式

設計・施工一括発注方式は「構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式」とされ、現場条件等が特殊であり、施工者のノウハウが必要な場合に、設計と合わせて施工も一度に調達する方式である。

なお、本事例集では、設計・施工一括発注方式は入札（総合評価落札方式含む）により契約の相手方を決定するものを指す。

◆ 設計・施工一括発注方式が適した事業の例

橋梁付替事業



<事業の特徴>

- 現場条件を踏まえた上で構造形式等を決定する必要
- 地域交通に多大な影響を及ぼすことから**早期の完成・供用が必要**

<地域が抱える課題>

- 現場条件が特殊なため**最適な仕様を確定することが困難**
- 工期短縮のための**施工手順、仮設計画のノウハウが不足**

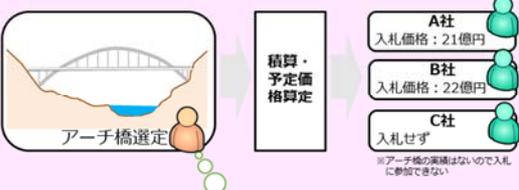
◆ 設計・施工一括発注方式の活用イメージ

設計・施工一括発注方式

- 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式
- 施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能

<橋梁付替工事の発注（例）>

- 構造形式（橋種等）を含めて**発注者側で詳細設計や仕様を確定**
- 確定した設計や仕様に基づいて工事を発注



見積・予定価格算定

A社
入札価格：21億円

B社
入札価格：22億円

C社
入札せず

※アーチ橋の実施はないので入札に参加できない

アーチ橋選定

● 施工者が得意とする橋種による競争ができない

● 現地の地形や地質等が特殊なため、**現場状況に適した施工手順や仮設計画の規定ができない**

<設計・施工一括発注方式活用の例>

- 発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示した上で発注
- コンクリート橋とするか鋼橋とするかも含めて、**仕様等を受注者が提案**



発注者は橋梁形式を指定せず

A社提案
入札価格：21億円

B社提案
入札価格：20億円

C社提案
入札価格：19億円

● 施工者が得意な形式で競争に参加できる

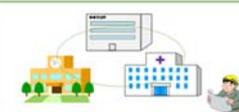
● 現場状況に適した施工手順や仮設計画により**工期の短縮が期待**

2.2.3 地域維持型契約方式

地域維持型契約方式は、「複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式」とされ、維持、補修等の工事の担い手を将来的に確保することを目的としている。

◆ 地域維持型契約方式が適した事業の例

複数施設の維持管理



<事業の特徴>

- 修繕箇所や内容が多岐にわたり**発注件数が多い**
- 修繕箇所ごとの**発注金額が少額**なことが多い

<地域が抱える課題>

- 修繕箇所ごとに発注するため、**発注者の事務負担が大きい**
- 地域の社会資本の維持管理を担う**地域の建設企業の確保・育成が困難**

◆ 地域維持型契約方式の活用イメージ

社会資本の維持管理に資する方式

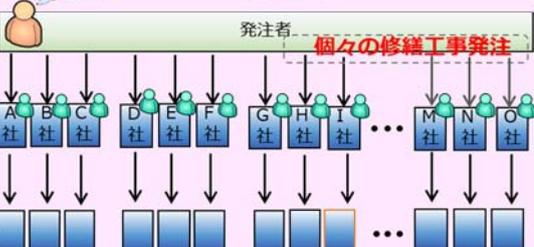
- 地域の社会資本の維持管理について、包括的な事業契約単位(工区・工種・工期)で発注
- 安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能

<施設の維持修繕工事の発注（例）>

- 修繕が必要となる施設や案件を**発注者側にて判断**
- 発注する修繕内容ごとに**仕様を確定し発注**

● **事務（業者選定・契約手続等）負担が大きい**

● 地域の社会資本の維持管理を担う**建設企業の確保・育成が困難**



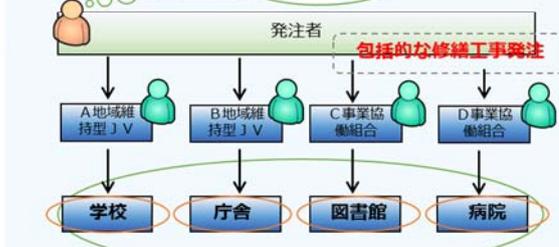
発注者... 個々の修繕工事発注

<社会資本の維持管理に資する方式活用の例>

- 複数の公共施設で日常的に発生する修繕（その前提となる点検・診断等を含む。）を想定数量等により**包括的に発注**

● 包括的に発注することにより、**発注者の事務負担が軽減**

● 地域住民の目線で維持管理を持続的に担う事ができる**建設企業の確保・育成が期待**

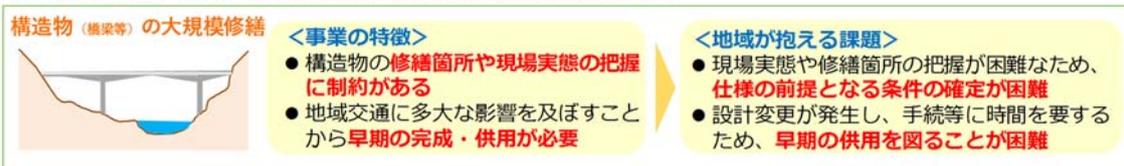


発注者... 包括的な修繕工事発注

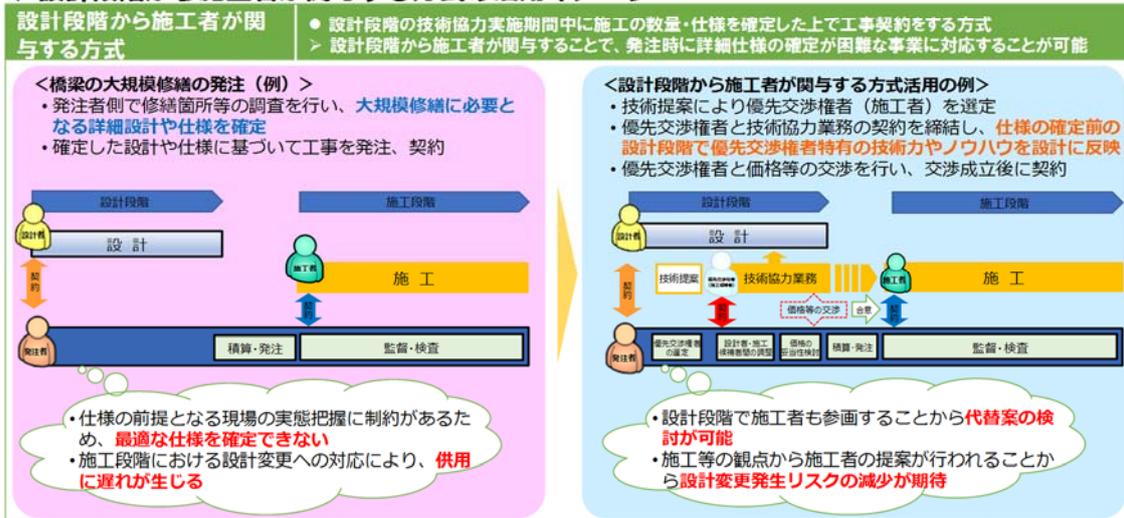
2.2.4 設計段階から施工者が関与する方式

設計段階から施工者が関与する方式は、「設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式」とされ、発注者が構造物の仕様を確定できない工事に適用される。落札者の選定方法としては、優先交渉権者の選定後に価格や施工方法を交渉して工事契約を行う技術提案・交渉方式が用いられる。

◆ 設計段階から施工者が関与する方式が適した事業の例



◆ 設計段階から施工者が関与する方式の活用イメージ



技術提案・交渉方式については、平成 27 年 6 月に国土交通省の直轄工事向けに「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（以下、「技術提案・交渉方式ガイド」という。）が策定されている。図 2-1 のとおり、モデル事業では、技術提案・交渉方式ガイドを参考に、地方公共団体が抱える独自の課題やニーズに対応した。

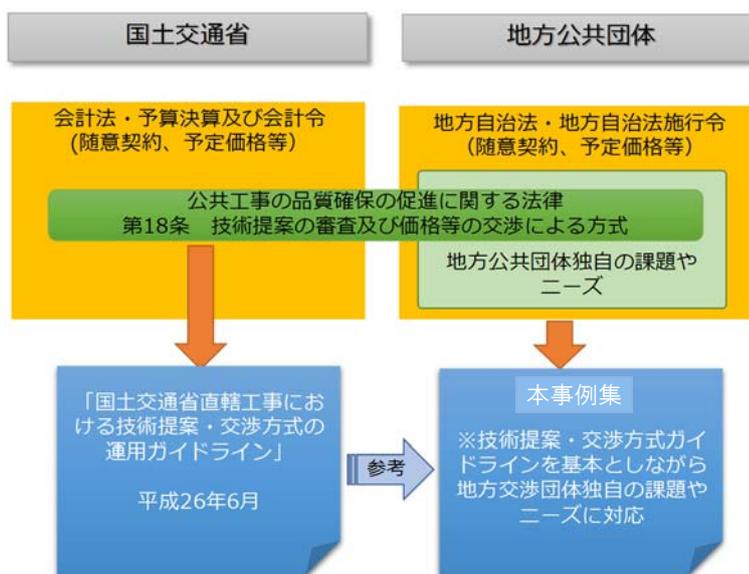


図 2-1 技術提案・交渉方式ガイドと本事例集の関係